

農薬のインターネット販売における農薬販売届の扱いについて

1. これまでに農薬販売を行っておらず、新たにインターネット販売を始める場合

→**新規届**により届け出てください。

〈記載時の留意事項〉

- 「1. 販売所の所在地」：販売ページの URL 及び販売元の住所（事務所等の所在地）
- 「2. 販売所の名称」：販売ページの名称

2. これまでの実店舗での販売を辞め、インターネットでの販売のみに変更する場合

→**変更届**により届け出てください。

〈記載時の留意事項〉

- 「1. 販売所の所在地」：販売ページの URL 及び販売元の住所（事務所等の所在地）
- 「2. 販売所の名称」：販売ページの名称
- 「3. 変更事項」：
 - ・販売所名称及び住所（変更前）に実店舗の情報を記載してください。
 - ・販売所名称及び住所（変更後）にインターネット販売での情報（販売ページの URL 及び販売元の住所）を記載してください。

3. これまでの実店舗での販売に併せて、インターネットでの販売を開始する場合

→**変更届**により届け出てください。

〈記載時の留意事項〉

- 「1. 販売所の所在地」：実店舗の住所及び販売ページの URL
- 「2. 販売所の名称」：実店舗の名称及び販売ページの名称
- 「3. 変更事項」：
 - ・販売所名称及び住所（変更前）に実店舗の情報を記載してください。
 - ・販売所名称及び住所（変更後）に、「（インターネット販売での販売ページの URL 及び販売ページの名称）を追加」と記載してください。また、下部に「令和〇年〇月〇日より稼働」と稼働日を記載してください。

4. これまでにインターネット販売を行っていて農薬販売届を提出しており、内容に変更が生じた場合

→**変更届**により届け出てください。

〈記載時の留意事項〉

インターネット上で新規の販売ページを追加する際には、販売所の住所に販売ページの URL を追記してください。